

契約前書面（2号警備業務）

個別契約の概要について記載した前書面  
(警備業法第19条、施工規則第33条第1項第2号)

御中

様

株式会社一門警備保障  
大阪府守口市寺方本通2丁目1番1号  
TEL：06-6780-4498  
Mail：mail@ichimon.jp



項目	内容
1 対象施設の名称	請負内容により異なるため、警備を行う前日までに決定する。
2 対象施設の所在地	請負内容により異なるため、警備を行う前日までに決定する。
3 警備業務を行う期間	請負内容により異なるため、警備を行う前日までに決定する。
4 警備業務を行う日	請負内容により異なるため、警備を行う前日までに決定する。
5 警備業務を行う時間帯	請負内容により異なるため、警備を行う前日までに決定する。
6 警備員の人数及び担当業務	交通誘導業務を実施し、人数等は警備業務を行う前日までに決定する。
7 警備員が有する知識及び技能	警備員教育を受講し交通誘導業務に関する知識を有する者。
8 警備員が用いる服装	大阪府公安委員会届出済弊社所定の服装
9 使用する機器又は各種資機材	誘導灯・無線機・警笛ほか、協議の結果必要とするもの。
10 鍵の管理に関する事項	請負内容により異なるため、警備を行う前日までに決定する。
11 負傷等の事故発生時の措置	事案に即した所定の処置を講じるとともに、直ちに関係機関等へ必要な連絡を行い、被害の拡大防止を図る。
12 報告の方法、頻度及び時期	警備業務終了後に警備報告を電話連絡する。
13 報告担当者の連絡先	請負内容により異なるため、警備を行う前日までに決定する。
14 警備料金・その他の費用	① 警備委託料は、警備料金欄に従い支払うものとする。 ② 暴風雨その他の理由で業務が中止になったとき、前日のPM.5時までには御社から連絡があったとき無料、前日のPM.5時～現場到着までに御社から連絡があったとき、①の50% (消費税別)
15 支払の時期及び方法	請負内容により異なるため、その都度協議して決定する。
16 警備業務の再委託に関する事項	弊社は再委託を行わず、弊社が直接警備業務を行う。再委託を行う時は本契約を締結する前日までに決定する。
17 免責に関する事項	①天災地変その他弊社の責めに帰さない損害 ②御社の従業員・出入り業者・来店者および第三者の故意または重大な過失による損害 ③契約事項に記載されていない任務の履行による損害 ④弊社から改善要請を行ったにもかかわらず、是正されなかったために発生した損害
18 損害賠償に関する事項	弊社加入契約保険に準ずる
19 契約の更新に関する事項	契約の期間を延長(更新)するときは、相互に協議して決定する。
20 契約の変更に関する事項	その都度協議して決定する。
21 契約の解除に関する事項	その都度協議して決定する。
22 警備業務に関する苦情の受付窓	弊社事務所 電話番号 06-6780-4498
23 特約事項	特約事項がある場合は、請負内容により異なるため、別紙書面を提出する。